

# 令和7年度 大阪府大阪市東部保健医療協議会 議事概要

日 時：令和8年1月29日(木) 14時から16時10分

開催場所：中央区民センター ホール

出席委員：委員総数40名のうち25名出席(定足数21名であるため有効に成立)

(村野委員、小畠委員、喜多岡委員、久保田委員、岩本委員、高田(淳)委員、松本委員、吉田委員、三輪委員、新開委員、加藤委員、藤井委員、津田委員、坂尾委員、高田(光)委員、久世委員、清田委員、多田委員、中田委員、宮本委員、谷口委員、澤井委員、辻委員、樽本委員、檜垣委員)

## ■議題1 令和7年度「地域医療構想」の取組と進捗状況

資料に基づき、大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課から説明。説明後、質疑応答。

【資料1-1】令和7年度「地域医療構想」の進捗と医療体制の状況(大阪府・大阪市二次医療圏)

【資料1-2】大阪市二次医療圏における課題や取組状況等に係る各医療機関の回答

【参考資料1】過剰な病床の状況

【参考資料2】医療法上の過剰な病床の状況

【参考資料3】地域医療構想に関する各種データのHP公表について

### <質問・意見等>

(質問)

○第8次大阪府医療計画は令和11年度まで継続されるが、地域医療構想の推進において、今後の方向性など昨年度との変更点を教えていただきたい。

(大阪府の回答)

○現在の地域医療構想は、2025年に向けた医療提供体制を確保するため、病床の機能分化・連携を促進し、取組の結果、回復期病床は着実に増加し、目指す姿に近づいてきている。今後、高齢者人口が増加し、医療従事者が減少する中、今年度は病院における取組や課題について意見を取りまとめた。来年度、その内容を踏まえ、2040年に向けた新たな地域医療構想の策定に向けた議論を進めていきたい。

(質問)

○現在の地域医療構想の病床数の必要量は2013年のデータをもとに推計されたものであり、10年以上が経過している。このデータを用いて、地域医療構想の議論をするのはいかがか。数年単位で見直す必要があるのではないか。

○今後、認知症など複数の疾患を合併した救急患者が増加することなども考慮した体制を検討していく必要があるのではないか。

(大阪府の回答)

○現在の地域医療構想の期間は、必要病床数の見直しができないこととなっていたが、新たな地域医療構想では、適宜、必要な病床数の見直しができるようになるため、直近の人口動態を踏まえて、地域に不足している医療機能を確保できるよう議論していきたいと考えている。

(意見等)

○高齢者人口が増加しているにもかかわらず、病床削減がどんどん進んでしまうのはいかがか。救急患者が断られることがないように、必要な病床はきちんと確保していただきたい。

## ■議題2 令和7年度大阪市二次医療圏における各病院の今後の方向性

資料に基づき、大阪市健康局から説明。説明後、質疑応答。

- 【資料 2-1】 令和7年度病院プラン結果概要(大阪府・大阪市二次医療圏)
- 【資料 2-2】 令和7年度病院プラン結果概要(医療機関別)(大阪市東部基本保健医療圏)
- 【資料 2-3】 令和7年度病院プラン医療機関別一覧(大阪市東部基本保健医療圏)
- 【資料 2-3(別添)】 公立病院経営強化プランの策定等について(大阪市東部基本保健医療圏)
- 【資料 2-4】 非稼働病床の現況について(大阪市東部基本保健医療圏)
- 【資料 2-5】 令和7年度大阪府大阪市病院連絡会結果(概要)
- 【資料 2-5(別添)】 令和7年度大阪府大阪市病院連絡会参加率と病院プラン提出状況
- 【資料 2-6】 令和7年度大阪府大阪市医療・病床懇話会における主な意見(概要)
- 【参考資料 4】 病床機能の再編支援事業・重点支援区域について
- 【参考資料 4(別紙)】 令和7年度病床機能再編支援事業の実施について(申請病院一覧)
- 【参考資料 5】 令和6年度病床機能報告結果(有床診療所の報告状況)
- 【参考資料 5(別紙)】 令和6年度病床機能報告結果(大阪市二次医療圏有床診療所の報告状況)

### <質問・意見等>

【各病院の対応方針(病院プランにおける2026年に向け検討している病床機能等)】

質問・意見は、特になし。

【病床機能再編支援事業申請医療機関】

質問・意見は、特になし。

## ■議題3 紹介受診重点医療機関の選定について

資料に基づき、大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課・大阪市健康局から説明。説明後、質疑応答の上、紹介受診重点医療機関(案)の選定にかかる協議方針、紹介受診重点医療機関(案)の選定について協議。

- 【資料 3-1】 紹介受診重点医療機関の選定について(大阪市二次医療圏)
- 【資料 3-2】 令和7年度外来機能報告等 医療機関別報告状況(大阪市東部基本保健医療圏)

### <1 質問・意見等>

【紹介受診重点医療機関(案)の選定にかかる協議方針】

質問・意見は、特になし。

【紹介受診重点医療機関(案)の選定】

質問・意見は、特になし。

### <2 協議結果>

【協議方針】

・協議方針について、事務局案のとおりとすることとなった。

【紹介受診重点医療機関(案)の選定】

・地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪国際がんセンター、大阪赤十字病院、社会医療法人大阪国際メディカル&サイエンスセンター大阪警察病院、社会福祉法人恩賜財団大阪府済生会野江病院、独立行政法人国立病院機構大阪医療センター、国家公務員共済組合連合会大手前病院、社会医療法人寿会富永病院、医療法人育和会育和会記念病院、社会医療法人大道会森之宮病院、社会医療法人 ONE FLAG おおさかグローバル整形外科病院、医療法人社団湯川胃腸病院について、紹介受診重点医療機関(案)として選定することとなった。

## ■議題4 地域医療への協力に関する意向書等の提出状況

資料に基づき、大阪市健康局から説明。説明後、質疑応答。

- 【資料 4-1】 地域医療への協力に関する意向書提出状況(大阪市二次医療圏 診療所新規・既存開設者)
- 【資料 4-1(別添)】 <医療機関別回答一覧>地域医療への協力に関する意向書提出状況(大阪市東部基本保健医療圏 診療所新規・既存開設者)
- 【資料 4-2】 医療機器の共同利用に関する意向書提出状況(大阪市二次医療圏 医療機器新規購入・更新者)
- 【資料 4-2(別添)】 <医療機関別回答一覧>医療機器の共同利用に関する意向書提出状況(大阪市東部基本保健医療圏 医療機器新規購入・更新者)

### <質問・意見等>

(意見等)

- かかりつけ医機能報告制度により地域医療に貢献する意向等に関しては確認できると思うが、地域で開業する際、地域医療への協力は必須条件であるため、意向書についてはきちんと提出いただけるよう行政から働きかけをしていただきたい。

## ■議題5 第8次大阪府医療計画における取組状況の評価について

資料に基づき、大阪市健康局から説明。説明後、質疑応答。

- 【資料 5-1】 第8次大阪府医療計画 PDCA 進捗管理(大阪市二次医療圏)
- 【資料 5-2】 積極的役割を担う医療機関一覧(大阪市東部基本保健医療圏)
- 【資料 5-3】 令和7年度大阪府大阪市在宅医療懇話会における主な意見(概要)

### <1 質問・意見等>

#### 【医療計画】

(意見等)

- 災害医療に関して各区単位で防災訓練等に取り組んでいるが、災害が起こった際、区を越えた連携が必要であるため、基盤づくりができるよう支援いただきたい。

#### 【在宅医療】

(意見等)

- 在宅医療に必要な連携を担う拠点や積極的医療機関を通じた地域の関係機関との連携体制の構築に向けて、今後、行政とともに取組を充実していく必要がある。

### <2 協議結果>

#### 【積極的医療機関】

- 「積極的役割を担う医療機関一覧」について、異議なしとされた。

## ■議題6 地域医療連携推進法人の認定等について

### (1)地域医療連携推進法人の認定

資料に基づき、大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課、一般社団法人大阪市北部東部メディケアネットから説明。説明後、質疑応答。

- 【資料6-1】 医療法第70条の2の規定による地域医療連携推進法人の認定申請にかかる「医療連携推進方針」に対する意見について
- 【参考資料6】地域医療連携推進法人 令和6年度事業報告(概要)(大阪市東部基本保健医療圏)

### <1 質問・意見等>

(質問)

- ICT ツール等を用いた情報共有は具体的にどのように行うのか。

(法人の回答)

○MRI等の画像データについて、現在CD-ROMでやり取りをしているが、ITを活用して共有できるよう検討している。

## <2 協議結果>

【地域医療連携推進法人の認定について】

・地域医療連携推進法人の認定については、「申請法人は、保健医療協議会の求めに応じ、その活動状況等を報告すること」を条件とし、異議なしとされた。

(2)地域医療連携推進法人内における病床融通

資料に基づき、大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課、地域医療連携推進法人ならびにメディカルネットワークから説明。説明後、質疑応答。

【資料6-2】 地域医療連携推進法人制度及び病床特例要件について

## <1 質問・意見等>

質問・意見は、特になし。

## <2 協議結果>

【地域医療連携推進法人内の病床融通について】

・地域医療連携推進法人内の病床融通については、異議なしとされた。

## ■議題7 人生会議(ACP)に基づく心肺蘇生を望まない心肺停止傷病者に対する救急隊の活動要領

資料に基づき、大阪市消防局から説明。説明後、質疑応答。

【資料7】 人生会議(ACP)に基づく心肺蘇生を望まない心肺停止傷病者に対する救急隊の活動要領について

## <質問・意見等>

(質問)

○かかりつけ医がない場合やかかりつけ医に連絡が取れない場合はどのような対応となるのか。  
また、ACPで心肺蘇生は不要としていたが、急遽、ご家族が蘇生を希望された場合はどのような対応となるのか。

(大阪市の回答)

○ご家族が蘇生を希望される等、条件に合致しない場合は、心肺蘇生を行いながら医療機関へ救急搬送することとなる。